

官報
號外
昭和三十六年四月二

号外 昭和三十六年四月二十八日

○第三十八回 会參議院會議錄第二十四号

昭和三十六年四月二十八日(金曜日)

議事日程 第二十三号

千金子詩用韻

千首十詩用鏡

一
日本舊英志書

日本育英会法の一節を改訂

支那法律案(内閣提出)

市町村立学校職員給与負担

法の一部を改正する法律案(内)

密函提出

社会福祉施設職員退職手当

共濟法案(內閣提出)

新技術開発事業計画案(内)

客提出
衆議院送付

五
鋰工業技術研究組合法案

內閣提出、衆議院送付

六 酒にて酔つて公衆に迷惑をか

千葉行房の防土等の圖書の著者

卷之三

卷之三

卷之三

法律案(内閣提出)

卷之三

卷之三

改正する法律案

昭和三十六年四月二十八日 参議院会議録第二十四号 議長の報告

外 昭和三十六年四月二十八日

院会議録第二十四号

運輸委員	江藤 智君
通信委員	小林 幸平君
建設委員	二見 清美君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	小沢久太郎君
地方行政委員	後藤 義隆君
同 同 同 同	椿 繁夫君
外務委員	赤松 常子君
法務委員	江藤 智君
大蔵委員	郡 祐一君
同 同 同 同	基 政七君
文教委員	小沢久太郎君
社会労働委員	上林 忠次君
農林水産委員	吉池 信三君
同 同 同 同	二見 甚郷君
運輸委員	安部 幸平君
商工委員	仲原 善一君
同 同 同 同	青田源太郎君
建設委員	岡村文四郎君
通信委員	小林 孝平君
同 同 同 同	梶原 茂嘉君
野上 進君	徳永 正利君
平島 敏夫君	秋山 長造君
永岡 光治君	谷口 廉吉君

農林水産委員会

理事 石谷 憲男君（櫻井志郎君）
の補欠

運輸委員会

理事 谷口 廣吉君（谷口廣吉君）
の補欠

同日議員から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案（千葉信君外一名発議）

法務委員会に付託

離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興君外七名提出）

同日議長は内閣から予備審査のため送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

公共用地の取得に関する特別措置法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（矢嶋三義君外六名発議）

文教委員会に付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書

鉱工業技術研究組合法案可決報告書

新技術開発事業団法案可決報告書

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案修正議決報告書

地方税法の一部を改正する法律案修正議決報告書

日本育英会法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案

運輸委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

法律案

臨時医療報酬調査会設置法案	経済企画庁設置法の一部を改正する法律案外一件
社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案	「継続シテ中学校、高等学校」に改める。
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省港湾局長中道峰夫君は去る二十一日付をもって退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興君外七名提出）	○議長（松野鶴平君）これより本日の会議を開きます。
同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。	日程第一、日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出）、
公共用地の取得に関する特別措置法案	日程第二、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（矢嶋三義君外六名発議）	以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
文教委員会に付託	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書	○議長（松野鶴平君）御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。
新技術開発事業団法案可決報告書	以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案修正議決報告書	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
鉱工業技術研究組合法案可決報告書	二、費用
地方税法の一部を改正する法律案修正議決報告書	別に費用を要しない。
日本育英会法の一部を改正する法律案	附帯決議
内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	大学において学資の貸与をうけた後、学校教育法第一条に掲げる学校の教育・保育の職に就いたすべての者に対し、貸与金の返還を免除できるよう、政府は、すみやかに適切な措置を講ずべきである。
日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案	右多數をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
運輸委員会に付託	昭和三十六年四月二十五日 文教委員長 平林 剛
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。	日本育英会法の一部を改正する法律案
日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案	前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上繼續シテ小学校、中学校、高等学校、大学其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上繼續シテ小学校、中学校、高等学校、大学其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ第二十四条第一項の次に次の二項を加える。
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ノ回収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス
法律案	第十六条ノ四第一項及び第二項の改正規定中「継続シテ高等学校」を

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律

附則中第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条ノ二 当分ノ間大学又ハ

大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタ

ル者ガ修業後一定年数以上繼續シ

テ硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二

十七度以南ノ南西諸島(大東諸島

ヲ含ム)ニ於ケル第十六条ノ四第

二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職

ニ相当スル職ニ在リタルキハ政

ノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六条ノ三 当分ノ間第十六条

ノ四第二項及前条中「大学」トアル

ノト看做シ同項ノ規定ヲ含ム」ト読替フルモノトス

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び附

則第三十六条ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても適用する。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

市町村立学校職員給与負担案

昭和三十六年四月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

昭和三十六年四月十八日

参議院議長 松野鶴平殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十八日

参議院議長 松野鶴平殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

た。さて、現行制度では、日本育英会から学資の貸与を受けた者は、その貸与金を返還する義務を課せられておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合には、その貸付金の返還を免除されることになつております。ところが、最近における高等学校生徒の急増、あるいは科学技術者の養成の強化等に対処するために

務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合には、その貸付金の返還を免除されることになつております。

ところが、最近における高

等学校進学者の急増、あるいは科学技術者の養成の強化等に対処するために

は、これに応ずる返還免除拡大の措置を講ずることとし、他面、貸与金の回収を一そく的確に行なうため、現行法の一部に必要な改正をいたそくとするものであります。

すなわち、改正の第一は、大学における貸与金の返還を免除される職のう

し、昭和三十六年四月一日から適用する。

この法律は、公布の日から施行する。

の同、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱いとすることです。

委員会の審議におきましては、文部大臣、政府当局のほか、参考人として

大臣、政府当局のほか、参考人として

日本育英会長をも招致し、各委員から

かくして討論を終り、採決の結果、まず修正案は多数をもつて可決、続いて修正部分を除く原案も多数をもつて可決いたしました。よつて本法

案は、多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議案も多数をもつて委員会の決議とすることに決定し、続い

て、文部大臣より、決議の趣旨を尊重したい旨の発言がありました。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近、科学技術の専門的知識を必要とする職に国家公務員を新たに採用することが困難となつたため、さきに、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、初任給調整手当が支給されることとなりましたので、地方公務員についても同様の措置がとられたことに関連して、その費用の負担区分を明らかにしたものであります。

すなわち、現行法第二条で、都道府県の負担とされている市町村立の高等学校の定時制課程の教職員の給与の諸費用に、初任給調整手当を新たに加え、科学技術に関する専門的知識を有する新採用の教員にこの手当が支給されるべきことを定めており、その規定を削除しております。

日本育英会は、国家的な育英事業として多くの成果をおさめて参りました

委員会におきましては、国家公務員に対する初任給調整手当の支給範囲等を定めている人事院規則の内容、工業教科を担当する教員に初任給調整手当が支給されない理由、現在支給されている管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当等の併給關係などについて、熱心な質疑応答が行なわれましたが、その詳細については会議録をごらん願いたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、千葉平代世委員より、本案に賛成である

が、初任給調整手当の支給のみでは、現状を一時的に翻案するにすぎないので、初任給そのものを引き上げるべきであり、また、よいよ拡大する諸手当の不均衡を早急に是正すべきであるとの要望がなされ、なお、次のような附帯決議案を提案されました。

「市町村立高等学校的定時制課程における教員に対する初任給調整手当と連し、給与体系本来のあり方等から種々の問題があるので、早急に検討さるべきである。」

次いで採決に入り、本案は全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、千葉委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、右の附帶

決議につき、文部大臣から、その趣旨を尊重して十分検討する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
まず、日本育英会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

右
国会に提出する。
昭和三十六年四月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人
社会福祉施設職員退職手当共済法案
社会福祉施設職員退職手当共済法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 退職手当共済契約(第三条)

第三章 退職手当金(第七条—第十四条)

第四章 手当金(第十五条—第十七条)

第五章 国及び都道府県の補助(第十八条・第十九条)

第六章 雑則(第二十条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

○議長(松野鶴平君) 日程第三、社会福祉施設職員退職手当共済法案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により第二十
七号末尾に掲載〕

(定義)
第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

3 この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者をいふ。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者(その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。)を除く。

4 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会(以下「振興会」といふ。)に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用者である職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

5 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

6 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

7 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

第一條 この法律は、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

2 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を經營する社会

福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

3 この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者をいふ。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者(その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。)を除く。

4 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会(以下「振興会」といふ。)に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用者である職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

5 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

6 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

7 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

第一條 この法律は、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

2 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を經營する社会

福音会におきましては、国家公務員に対する初任給調整手当の支給範囲等を定めている人事院規則の内容、工業教科を担当する教員に初任給調整手当が支給されない理由、現在支給されている管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当等の併給關係などについて、熱心な質疑応答が行なわれましたが、その詳細については会議録をごらん願いたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、千葉平代世委員より、本案に賛成である

が、初任給調整手当の支給のみでは、現状を一時的に翻案するにすぎないので、初任給そのものを引き上げるべきであり、また、よいよ拡大する諸手当の不均衡を早急に是正すべきであるとの要望がなされ、なお、次のような附帯決議案を提案されました。

「市町村立高等学校的定時制課程における教員に対する初任給調整手当と連し、給与体系本来のあり方等から種々の問題があるので、早急に検討さるべきである。」

次いで採決に入り、本案は全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、千葉委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、右の附帶

一十年までの期間については、

一年につき百分の百五十

間については、一年につき百分

の百六十五

三二十年をこえ、三十年までの
期間については、一ぱんにつき百

期間に亘り、は一年は、三百
分の百八十

四 三十年をこえる期間について

は、一年につき百分の百六十五

(道府の範囲及び順位)
第十条 第七条の規定により退職手

当金の支給を受けるべき遺族は、

次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていない）
が、被共済職員の死」の當時事

が、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあ

つた者を含む。)

二子、父母、孫、祖父母又は兄
弟姊妹で被共賛議員の上二の旨

弟姉妹で被共済職員の死亡の当

計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共

済職員の死亡の當時主としてそ
の収入によつて生計を維持して

の收入はよって生活を維持して
いた親族

四 子、父母、孫、祖父母又は兄

弟姉妹で第一号に該当しないも

退職手当金の支給を受けるべき

遺族の順位は、前項各号の順序に

より、同項第二号及び第四号に掲

げる者のうちにあつては、当該各

号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母の実父母の順序により、祖父母については養父母の実父母、養父母の実父母、実父母の養父母、害母の実父母の順序による。

前項の規定により退職手当全額を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、退職手当全額は、その人数によつて等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうち、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六週間に於いて当該業務に従事しな

かつた期間は、前項の規定の適用について、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が被共済職員でなくなりた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつているときは、その月は、第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

5 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前四項の規定によ

6 被共済職員期間（前項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間）に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（支払の差止め）

第十二条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していいた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。（支給の制限）

第十三条 振興会は、被共済職員が自己的の犯罪行為その他これに準すべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 振興会は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

（譲渡等の禁止）

第十四条 退職手当金の支給を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

い。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第四章 掛金

（掛金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。
（納付期限）

第十六条 每事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあっては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（割増金）

第十七条 振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付

社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営しに改める。

第二十三条第一項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第一号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行なうこと。

二十四条第二項中「目的」の下に「社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営の方法を加え、「代理業務」を「委託業務」に改め

手当金の支給に関する業務を行なうこと。

二十二条第二項中「この法律」の下に「又は社会福祉施設職員退職手当共済法」を加える。

三十三条第一項中「貸付業務」を代理する」「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

三十四条第二項第一号中「この法律に基く命令」を「社会福祉施設職員退職手当共済法、これらの法律に基く命令」に改める。

三十五条中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に改める。

設、児童福祉施設、身体障害者更生援助施設、精神薄弱者援護施設その他これらに準ずる施設で、都道府県知事または市町村長から援護、育成または更生の措置の委託を受けるものとする」として経理しなければならない。

第二に、この制度は、特殊法人である社会福祉事業振興会が実施に当たり、加入した市町村長から援護、育成または更生の措置の委託を受けるものとする」として経理しなければならない。

第三に、この制度に加入した経営者は、掛金を振興会に納付するものとし、加入した社会福祉施設の職員が在職一年以上で退職したときは、振興会から退職職員に対し、その勤務年数と退職理由に応じた退職手当金を直接支給すること。

第四に、振興会がこの制度を実施する費用について、国は

が、なお不十分な点があるので、今後改善に努力するとともに、本法施行前から長く在職している者については、

施設の経営者で考慮するよう行政指導に努める旨の答弁がありました。そ

の他、社会福祉事業振興会の機構及び運営等について質疑が行なわれました

が、詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

第三章 開発審議会（第二十二 条—第二十七条）		(法人格)	
第四章 業務（第二十八条—第三 十条）		第三条 新技術開発事業団（以下 「事業団」という。）は、法人とす る。	
第五章 財務及び会計（第三十一 条—第四十条）		第四条 事業団は、主たる事務所を 東京都に置く。	
第六章 監督（第四十一条—第四 十三条）		第七章 雜則（第四十四条—第四 十六条）	
第七章 雜則（第四十四条—第四 十六条）		第八章 評則（第四十七条—第五 十条）	
第八章 評則（第四十七条—第五 十条）		附則	
第一章 総則		第一章 総則	
(目的)		(目的)	
第一条 新技術開発事業団は、新 技術の開発を効率的に行ない、及び その成果を普及することを目的と する。		第一条 新技術開発事業団は、新 技術の開発を効率的に行ない、及び その成果を普及することを目的と する。	
(定義)		(定義)	
第二条 この法律において「新技術」 とは、國民經濟上重要な科学技術 (人文科学のみに係るもの)を除 く。(以下同じ。)に関する試験研究 の成果であつて、企業化されてい ないものをいう。		第二条 この法律において「開発」とは、 科学技術に関する試験研究の成果 を企業的規模において実施すること により、これを企業としらうるよ うにすることをいう。	
2 この法律において「開発」とは、 科学技術に関する試験研究の成果 を企業的規模において実施するよ うにすることをいう。		3 事業団は、前項の規定による政 府の出資があつたときは、その出 資額により資本金を増額するもの とする。	
(定款)		(民法の準用)	
第六条 事業団は、定款をもつて、 次の事項を規定しなければならな い。		第八条 事業団でない者は、新技術 開発事業団という名称を用いては ならない。	
(民法の準用)		(民法の準用)	
第九条 民法(明治二十九年法律第 八十九号)第四十四条(法人の不 法行為能力)及び第五十条(法人の不 法行為能力)の規定は、事業団について の規定は、事業団について 準用する。		第十一条 理事長及び監事は、内閣 総理大臣が任命する。	
(役員の任期)		(役員の任命)	
第十二条 理事長及び監事は、内閣 総理大臣が任命する。		2 専務理事及び理事は、理事長の 意見をきいて、内閣総理大臣が任 命する。	
(役員の任期)		(役員の解任)	
第十三条 理事長、専務理事及び理 事の任期は、四年とし、監事の任 期は、二年とする。		2 内閣総理大臣は、役員が次の各 号の一に該当するとき、その他役 員たるに適しないと認めるとき は、その役員を解任することがで きる。	
2 役員は、再任されることができ る。		2 役員は、再任されることができ る。	
(役員の欠格条件)		3 前号に掲げる事業者の団体の 役員(いかなる名称によるかを 問わず、これと同等以上の職權 又は支配力を有する者を含む。) (役員の解任)	
第十条 事業団に、役員として、理 事長一人、専務理事一人、理事四 人以内及び監事一人を置く。		第十五条 内閣総理大臣は、役員が 前条各号の一に該当するに至つた ときは、その役員を解任しなけれ ばならない。	
第十四条 次の各号の一に該当する 者は、役員となることができない。		4 監事は、事業団の業務を監査す る。	
三 事務所の所在地		5 二 職務上の義務違反があると 心身の故障のため職務の執行 に堪えないと認められるとき。	
四 資本金及び資産に関する事項		六 開発審議会の委員及び運営に 関する事項	

3 内閣総理大臣は、前項の規定により専務理事又は理事を解任しよるとするときは、あらかじめ理事長の意見をきかなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業團と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業團を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び専務理事は、理事及び事業團の職員のうちから、事業團の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 事業團の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十条 役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

6 第一項の規定による指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引き継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 この法律(附則第十五条の規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に新技术開発事業団という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六箇月は、適用しない。

第四条 事業団の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和

三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算について、第三十二条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第六条 この法律による改正前の理化研究所法(昭和三十三年法律第八十号。以下本条及び次条において「旧理化研究所法」という。)第四章の規定による開発委員会の委員であつた者については、旧理化研究所法第二十八条の規定により準用される同法第二十二条の規定及び同法第四十七条の規定は、附則第十五条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(権利及び義務の承継等)

第七条 事業団の成立の時において現に理化研究所が有する権利及び義務であつて、旧理化研究所法第二十九条第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技术開発事業団に属する業務(以下「新技术開発業務」という。)の遂行に伴い理化研究所に属するに至つた権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務が理化研究所の有する特許権の実施に係るものであるときは、事業団は、すみやかに理化研究所に対し当該特許権の専用実施権又は通常実施権の設定について協議しなければならない。

2 前項の規定による協議がととのわないときは、事業団は、特許庁長官の裁定を申請するものとする。

(印紙税法の一一部改正)

2 前項の規定により事業団が理化研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の時に

おいて理化研究所の新技术開発業務の遂行に伴い現に理化研究所に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、事業団成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

5 事業団が前条第一項の権利及び義務を承継した時から第一項の協議がととのうまでの間又は第二項の裁定がなされるまでの間は、当該特許権について、事業団に対し、通常実施権が設定されているものとみなす。

(理化研究所の資本金の減額)

第九条 附則第七条第一項の規定により、新技術開発業務の遂行に伴い理化研究所に属するに至つた権利及び義務を承継したときは、その時において、理化研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「新技術開発事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「新技術開発事業団法」を加える。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第十七条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「新技術開発事業団」を加える。

第十九条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「新技術開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

十三 新技術開発事業団が新技术開発事業団法(昭和三十六年法律第二百二十六号)第二十八条

第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

の協議がととのつたものとみなす。

六ノ三ノ五 新技術開発事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「新技術開発事業団」を加える。

組合の行なう試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

(発起人)

第七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする三人以上の組合員によることを要する。

(設立の認可)

第八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その事業を行なうために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 その行なうとする試験研究が組合員が協同して行なうことによつて効率的に実施しうるものであること。

(定款)

第九条 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 費用の賦課に関する規定

七 損失の処理に関する規定

八 組合員の権利義務に関する規定

九 事業の執行に関する規定

十 役員に関する規定

十一 会議に関する規定

十二 会計に関する規定

十三 残余財産の処分に関する規定

十四 公告の方法

十五 組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

一 第一项第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

2 第一项第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

(定款の変更)

第十一条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(規約)

第十二条 組合の運営に關必要な事項は、定款で定めなければならぬものを除き、規約で定めることができる。

2 組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第十三条 組合は、その成立の日の風する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2 組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(費用の賦課)

第十四条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に對抗できる。

(費用の賦課)

第十五条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剩余金の処理)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)

2 第十二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条、第十二条、第十八条、第十九条(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十五条(第五項を除く。)第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで(役員等)、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(総会)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで(第六十九条)、第六十八条第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第一百三十条まで(登記)、第一百四条から第一百六十条の二まで(離則)並びに第一百五十五条第一号、第二号、第四号から第十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三

て、熱心な論議がかわされたのであります。

法案につきましては、事業団を理化研究所から分離独立させる理由、事業団の業務とその運営方針、事業団と開発審議会の人事と構成等について、また研究組合については、これを法制化することによる効果、研究組合と補助金との関係等について質疑が行なわれるとともに、基礎研究とか公共の福祉に関する試験研究の育成助長策、外国技術と国産技術に対する考え方等について、政府の見解をただしたのであります。

特に事業団の役員については、理事が非常勤であり、専務理事が代表権を持つている点について活発な論議が展開され、科学技術庁長官から、「理事長は、官界、財界、学界を問わず、広い視野に立って、科学技術に関し高い識見を持っている人材を選任し、専務理事は、理事長の意向によるけれども、新技術開発を推進できる人材を選ぶよろにしたい」との意見が述べられました。

かくて質疑を終了し、両法案について討論に入りましたところ、別に御発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、両法案いずれも全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号外)

16

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、新技術開発事業団法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、鉄工業技術研究組合法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(紅露みつ君外二十四名発議)。

日程第七、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

審査報告書

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十七日

委員長 地方行政 増原 恵吉

参議院議長松野鶴平殿

第三条第一項中「言動等」を「言動、その醉いの程度及び周囲の状況等」に改め、「警察署等の」の下に「保護するのに」を加える。

第五条第一項中「犯そうとしていると認められる者」を「現に犯している者」に、「することができる。」を「しなければならない。」に改め、同条第二項中「罪を犯し」を「罪を犯し、公衆に著しい迷惑をかけ」に改める。

二、費用

本法施行のため、別に経費は要しない。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり左の諸点に留意してその実効に遺憾なきを期すべきである。

一、酩酊者に対する救護のための応急措置としては、通常必要と認められる限度で客観的な諸要件を考慮して、慎重なる配慮のもとに

行わるべきで、いやしくも人権の侵害または法意を逸脱して濫用にわたることのないよう特に留意すること。

一、酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する措置は不十分と認められ

づいて当該住居内に立入ることができること、(三)警察官が酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコールの慢性中毒者またはその妻のある者であると認めたときのとるべき処置等の措置を講じようとする原案に対し、警察官が酩酊者に対処する場合における要件をより具体的に明確化する等

別冊の通り修正を加えたほかは、おおむね妥当なものと認められること。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

右決議する。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案

右の議案を発議する。

昭和三十六年四月十一日

発議者

紅露 みつ 石原幹市郎
鍋島 直紹 山本 杉
市川 房枝 村山 道雄
大川 光三 加藤 武徳
赤松 常子 基 政七
鈴木 寿 藤原 道子
坂本 昭 加藤シヅエ
竹中 恒夫 高田なほ子
千葉千代世 松澤 兼人
近藤 鶴代 最上 英子
横山 フク 柏原 ヤス
奥 むめお 中尾 辰義
森 八三一

るでの、政府はできうる限り速やかにこれが予算措置を講じ、本法の実効を期すること。

一、未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因となる等その弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては厳正を期すること。

本法律案は、過度の飲酒による個人的及び社会的な害悪を防止するため、(一)公共の場所または乗物において、粗野または粗暴な言動をしている酩酊者の行為を規制すること、(二)酩酊者がその者の住居内で同居の親族等の生命、身体または財産に危害を加えようとしている場合において、警察官は、警官職務執行法第六条の規定に基づくこと。

一、酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する措置は不十分と認められ

松村 秀児 井川 伊平
青田源太郎 泉山 三六
大野木秀次郎 木島 義夫
鈴木 万平 林田 正治

吉武	恵市	高野	一夫
鹿島	俊雄	勝俣	稔
佐藤	芳男	谷口	弥三郎
徳永	正利	増原	恵吉
小林	武治	小柳	牧衛
郡	祐一	堀	未治
白井	勇	前田	佳都男
津島	壽一	湯澤	三千男
占部	秀男	秋山	長造
小笠原	三男	松永	忠二
加瀬	完	藤田	藤太郎
久保	等	小柳	勇
相澤	重明	大森	創造
江田	三郎	相馬	助治
村尾	重雄	辻	武壽
大谷	鎧潤	杉山	昌作
参議院議長	松野鶴平殿		

(節度ある飲酒)

第三条 警察官は、酔酒者が、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共交通の乗物(以下「公共の場所又は乗物」という)において、粗野又は乱暴な言動をしている場合において、当該酔酒者の言動等に照らして、本人のため、応急の救護を要するると信ずるに足りる相当の理由があると認められるときは、とりあえず救護施設、警察署等の適当な場所に、これを保護しなければならない。

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の惡習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。(保護)

(罰則等)

第四条 酔酒者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけようなど著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は料料に処する。

第五条 警察官は、前条第一項の罪を犯した者に対するとしては、情状により、その刑を免除し、又は拘留及び料料を併科することができる。

第六条 警察官は、前条第一項の罪を犯そらとしていると認められる者は、正犯に準ずる。

(診察等)

第七条 警察官は、第三条第一項又は警察官職務執行法第三条第一項の規定により酔酒者を保護した場合において、当該酔酒者がアルコールの慢性中毒者(精神障害者を除く)又はその疑のある者であると認めたときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

(適用上の注意)

第十条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第八条 前条の通報を受けた保健所長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る者に対し、医師の診察を受けるようにすすめなければならない。この場合において、保健所長は、当該通報に係る者の治療又は保健指導に適当な他の医療施設を紹介することができない。

第九条 前条前段の規定により医師の診察を受けるようにすすめられた者がそのすすめに従つて受ける診察及び診察の結果必要と診断された治療については、当該診療を受ける者が困窮のため最低限度の生活を維持することができないものであるときは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十五条に規定する医療扶助を受けることができる。

(立入り)

第六条 警察官は、酔酒者がその者の住居内で同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生

命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合において、諸般

の措置を講ずることによつて、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

3 第一項の規定による保護は、責任ある親族等の引取りがない場合においては、二十四時間とことない範囲内でその酔いをさますため必要な限度でなければならぬ。

4 警察官は、第一項の規定により保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡しの時日並びに引渡先を毎週当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所に通知しなければならない。

(通報)

第七条 警察官は、第三条第一項又は警察官職務執行法第三条第一項の規定により酔酒者を保護した場合において、当該酔酒者がアル

コールの慢性中毒者(精神障害者を除く)又はその疑のある者であ

ると認めたときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

第八条 前条の通報を受けた保健所長は、必要があると認めるとき

は、当該通報に係る者に対し、医師の診察を受けるようにすすめなければならない。この場合において、保健所長は、当該通報に係る者の治療又は保健指導に適当な他の医療施設を紹介することができる。

第九条 前条前段の規定により医師の診察を受けるようにすすめられた者がそのすすめに従つて受ける

第二十三条の改正規定のうち同条第一項第十一号中「第三項」を「第七項」に、「第四項」を「第八項」に改める。

第三十二条の改正規定のうち同条第一項第十一号中「前四項」を「前八項」に改め、同項

を同条第十項とし、同条第四項及び同条第五項を四項ずつ繰り下げ、同

条第三項中「前項」を「前五項」に、

〔同項の規定〕を〔第二項の規定〕に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 所得部の納稅義務者が所得稅法第十二条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合においては、前項の規定にかかわらず、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、所得稅法第十二条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納稅義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色事業専従者の給与額（以下本節において「青色専従者給与額」といいう。）のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとする。

4 所得割の納稅義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得稅法第十二条の二第一項に規定する事業を經營している場合において、その者と生計を一にする親族（年齢十五歳未満である者及び扶養控除額の控除の対象とされた者

を除く)でもつぱら当該事業に從事するもの(以下本節において「事業専従者」といふ。)があるときは、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。

一 五万円

二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額(本項の規定を適用しないで計算した金額とする。)を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

5 前項の規定による控除額(以下本節において「事業専従者控除額」という。)に相当する金額は、事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

6 第四項の場合において、同項に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時)の現況によるものとする。

第三十四条の改正規定のうち同条第三項中「第三十二条第二項ただし書に規定する」を削り、「第三十二条

第二項たゞし書の規定」を「第三十二二条第三項の規定」に改める。
第四十五条の次に一条を加える。
改正規定のうち第四十五条の二第二項第二号中「第三十二条第二項たゞし書に規定する青色事業者給与額」を「青色事業者給与額又は事業者給与額」に、同項第三号中「第三項」を「第七項」に、同項第四号中「第四項」を「第八項」に、同条第三項中「第四項」を「第八項」に改める。
第二百九十二条の政止規定のうち同条第一項第十号中「第三項」を「第七項」に、「第四項」を「第八項」に改める。
第二百九十二条の政止規定のうち同条第三項中「前項」を「前五項」に、
「同項の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項及び同条第五項を四項ずつ繰り下げ、
同条第三項中「前項」を「前五項」に、
「同項の規定」を「第二項の規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第ニ項の次に次の四項を加える。
3 所得割の納稅義務者が所得稅法
第十一條の二第二項に規定する青
色事業者給与額を有する場合におい
ては、前項の規定にかかわらず、
第三百四十四条の二第一項本文の規
定による控除をする市町村は、そ
の者が第三百七十七条の二第一項第
二号に掲げる事項を記載した同項
の申告書を提出した場合に限り、

所得稅法第十一條の二第二項の規定による計算の例によつて當該納稅義務者及び青色事業專従者の總所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色專従者給与額(以下本節において「青色專従者給与額」という)のうち八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動產所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業專従者の受ける給与所得の収入金額に入しないものとし、第三百四十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納稅義務者及び青色事業專従者の總所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得稅法第十一條の二第二項の規定による計算の例によらないものとする。

節において「事業専従者」という。があるときは、第三百四十二条の第一項本文の規定による控除をする市町村は、その者が第三百七十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提出した場合に限り、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいづれか低い金額を当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除するものとし、第三百四十二条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得の金額を適用しないで計算した金額とする。を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

(個人の道府県民税の非課税の範囲)

第二十四条の五 道府県は、次の各号の一に該当する者に對しては、道府県民税を課することができない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による生活扶助を受けている者

三 障害者、未成年者、老年者又は寡婦（これらの者が前年中ににおいて十五万円を超える所得を有した場合を除く。）

道府県は、前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第十二条の二の規定の適用を受けるもの（障害者、未成年者、老年者又は寡婦である者を除く。）を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に道府県民税を課することができる。

道府県は、当該道府県内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しても、均等割を課することができない。

第二十五条 道府県は、次の各号に掲げる者に対しても、道府県民税を課することができない。ただし、第一号に掲げる者が収益事業を行なう場合は、この限りでない。

一 国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、北海道土木工組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、土地区画整理組合、日本專売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、愛知用水公社、農地開発機械公團、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保險組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国民健康保険の事業を行なう法人

二 日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四

年法律第百七十四号)による労働組合、国家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)、十二年法律第二百九十九号(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。の規定に基づく地方公務員の団体、地方公務員法(昭和十五年法律第二百六十一号)、第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、水産業協同組合共済会、農業共済基金、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、開拓融資保証協会、國家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、車完共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合及び市町村職員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会、私立学校教職員共済組合、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十九号)、第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの並びに国会職員法(昭和二十一年法律第八十五号)

号) 第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体

2 前項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二十七条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

「第一目 所得割の課税総額及び課税標準並びに税率」を「第一日 課税標準及び税率」に改める。

第三十二条から第三十七条までを次のように改める。

(所得割の課税標準)

第三十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額による。

2 前項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定(所得税法第十七条の規定を除く。)による所得税法第九条第一項の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、所得割の納稅義務者が所得税法第十二条の二第二項に規定する青色事業専従者を有する場合には、その者が第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の申告書を提

出した場合に限り、所得税法第十二条の二第二項の規定による計算の例によつて当該納稅義務者及び青色事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額を算定するものとし、この場合において、同項の規定による計算の例によつて算定した同項の青色専従者給与額のうち、八万円をこえる部分の金額については、これを同項の事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入せず、また、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額に算入しないものとし、所得割の納稅義務者が事業専従者（所得税法第十二条の二第三項に規定する事業専従者をいう。以下本項において同じ。）を有する場合においては、当該納稅義務者及び事業専従者の総所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十二条の二第三項の規定による計算の例によらないものとする。

の者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの金額から当該青色専従者給与額のうち第三十二条第二項ただし書の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

4 第一項第一号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第五号及び前二項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、同項第六号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額といふ。

5 第一項第五号の扶養控除額であるかどうかの判定は、前年の十二月三十日(前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時)の現況によるものとする。

6 第一項の規定による控除にあつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7 雜損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する規定は、第四十五条の二第一項若

しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同条第三項の規定によつて記載すべき雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項(以下本項において「控除に関する事項」と総称する)の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第四十五条の二第一項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得

ない理由があると市町村長が認められる場合は、この限りでない。

(所得割の税率)

第三十五条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応する同額を区分し、当該区分の上欄に掲げる金額の区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応する当該率を順次適用して計算し、当該区分の上欄に掲げる金額の合計額と、同表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応する当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十六条 前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得(以下本条において「変動所得」といふ)の金額(前年二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る)及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるもの(以下本条において「臨時所得」といふ)の金額の合計額が総所得額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによつて、所得割の納稅義務者が第三百四十四条の四の市町村民税に関する申告書とあわせて、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納稅義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によるものとする。

(簡易税額表)

第三十七条 道府県が、所得割の納稅義務者で課税総所得金額(前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう)とは、それぞれ前条の規

前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額をいう。	定による控除後の前年の総所得金額	額、退職所得の金額又は山林所得の金額をいう。
十万円以下の金額	百分の〇・八	百分の一・六
二十万円をこえる金額	百分の一・〇	百分の一・六
五十万円をこえる金額	百分の一・四	百分の一・四
一百万円をこえる金額	百分の二・一	百分の二・一
二百五十万円をこえる金額	百分の二・二	百分の二・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・四	百分の四・四
一千万円をこえる金額	百分の四・八	百分の四・八
二千万円をこえる金額	百分の五・二	百分の五・二
三千五百万円をこえる金額	百分の五・六	百分の五・六

3 道府県は、第一項の標準税率と異なる税率で所得割を課する場合においては、同条の規定により所得税法第十四条の規定の例においては、あらかじめ、自治大臣に対してその旨届け出なければならない。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十六条 前年において、漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得(以下本条において「変動所得」といふ)の金額(前年二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一をこえる場合の変動所得の金額に限る)及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるもの(以下本条において「臨時所得」といふ)の金額の合計額が総所得額の百分の二十以上である場合において、自治省令の定めるところによつて、所得割の納稅義務者が第三百四十四条の四の市町村民税に関する申告書とあわせて、当該変動所得の金額、当該臨時所得の金額その他必要な事項を記載した申告書を提出したときは、当該納稅義務者の総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によるものとする。

(簡易税額表)

第三十七条 道府県が、所得割の納稅義務者で課税総所得金額(前条の五に規定する市町村民税の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の区分と、第三百四十四条の四の市町村民税の簡易税額表に定められた課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山

第三十七条の二 道府県は、所得割の額の区分とが異なる場合において、市町村長から前項による道府県民税の簡易税額適用すべき簡易税額表を別に定めるものとする。

(税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納稅義務者が障害者である扶養親族を有する場合においては当該障害者一人について、所得割の納稅義務者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合においてはそれぞれ当該納稅義務者について四百円を、その者の第三十五条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定においては、当該所得割の額に相当する金額とするものとする。

3 第一項の規定による控除をする場合において、所得割の納稅義務者が障害者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途において死亡した者については、また、その者と所得割の納稅義務者との間の関係においては、

4 第三十四条第七項の規定は、第一項の規定による控除について準用する。

5 所得税法第八条第七項の規定は、第一項の勤労学生の意義について準用する。この場合において、所得税法第八条第七項第二号中「合計所得金額」とあるのは、「前年の地方税法第二十三条第一項第十号に規定する合計所得金額」と読み替えるものとする。

3 第一項の「所得税額」とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定によつて納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三条又は同法附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつてあわせて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

つて、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七十七条の二第一項の市町村民税に関する由告書とあわせて、賦課期日現在における住所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳賃、年金、恩給（一時恩給を除く。）及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下本節において「給与」と総称する。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたもの及び第三百七十七条の二第一項ただし書きに規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額

二 第三十二条第二項ただし書きに規定する青色専従者給与額に関する事項

三 第三十二条第三項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四 第三十二条第四項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五 雜損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六 第三十二条の二第一項の規定による控除に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徵収について必要な事項

2 市町村長は、第三百七十七条の六第一項の給与支払報告書が二月末日までに提出されなかつた場合において、道府県民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に、前項の道府県民税に関する申告書を、第三百七十七条の二第二項の市町村民税に関する申告書とあわせて同項の期限までに提出させることができる。

2 道府県の徴税吏官は、前項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をする場合においては、当該市町村の徴税吏官から、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係

る地方団体の徵収金について、徵収の引継ぎを受けるものとし、同項の一定の期間が経過した場合においては、当該市町村の徵稅吏員による徵収の引継ぎをするものとする。ただし、当該市町村の徵稅吏員又は道府県の徵稅吏員は、協議により、滞納処分を続行することができる。

第四十八条第四項中「及び前項」を削り、同条第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の徵収及び滞納処分並びに第二項の徵収の引継ぎ及び滞納処分の続行に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第一項中「及び第三項」を削る。

第五十条中「及び第三項」を削る。

十九条第一項の規定によつて法人税額に係る申告書(当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。)を提出する義務がある法人が、当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に對し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載したるものとみなされる申告書に係る

道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

第五十三条第五項中「法人税法第十八条第一項」の下に「第十九条第一項」を加え、「申告納付すべき当該事業年度分の」を「申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る」に改め、同条第八項中「法人が第一項から第四項までの規定について」を削る。

第五十五条第二項中「提出しながらつた場合」の下に「(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加える。

第五十六条第二項中「納付の日までの期間」の下に「(法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)」を加える。

第五十八条第一項中「事実と異なる場合」の下に「(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)」を加え、同条第二項中「関係道府県知事」の下に「又は課税標準すべき法人税額が分割されていないと認める関係道府県知事」を加え、同条第三項中「法人税額」の下に「又は分割されなかつた法人税額」を加える。

第六十四条中「当該控除された期間」の下に及び当該期間の末日の翌日から第五十三条第四項の規定による申告をした日までの期間」を加え。

第七十二条の三第一項中「証券投信託法(昭和二十六年法律第百九

第十七号)」を「証券投資信託法」に改め
り、同項第六号を同項第五号とす
る。

第七十二条の四第一項第五号を削
除し、船主相互保険組合を削り、「全国農業會議所」の下に、「土地改良事業団體連合会」を、「酒販組合中央会」の下に、「非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第七十二条の十四第一項中「法人税法第二十五条第一項の規定による書
青色申告書を提出する個人の所得の算定については」を削り、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の二及び
び」を加え、「生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)」を「生活保
護法」に改める。

第七十二条の十七第一項中「所得
税法第二十六条の三の規定による書
色申告書を提出する個人の所得の算
定については」を削り、同条第二項
ただし書き削り、同条第三項及び第
四項を次のように改める。

3 第一項の規定によつて個人の事
業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間におい
て、当該個人の前年前三年間にあ
ける所得の計算上生じた損失の金
額で前年前に控除されなかつた部
分の金額は、当該損失の生じた年
に第七十二条の五十五の規定によ
る申告(同条第二項の規定によ
る申告及びこれとあわせて行なうべ
き同条第三項の規定による申告を
除く。以下次項、第六項及び次条
第二項において同じ。)をし、か

つ、その後の年分につき連続して当該申告をしている場合で、これらの年分につき所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による青色申告書を提出しているときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

4 第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年間ににおける事業の所得の計算上生じた損失のうち被災したな卸資産の損失の金額又は当該期間内に生じた第六項の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額は、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書の提出がない場合においても、当該損失の生じた年に第七十二条の五十五の規定による申告をして、かつ、その後の年分の申告につき連続して当該申告をしている場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

第七十二条の十七に次の二項を加える。

6 第一項の規定によつて個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものについて前項に規定する灾害又は盜難により損失を受けた場合の当該損失の金額（保険金、損害賠償金等により認められた金額を除く。）が当該個人の事業の所得金額（本項及び次条第一項の規定による控除前のものとする。）の十分の一の額をこえるときの当該損失の金額は、第

七十二条の五十五の規定による申告を同条に規定する期限までにした場合に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

二条の十八第一項中「、第七十二条の十四第一項、「」を「及び」に改め、「及び前条」を削り、「所得」を「所得及び清算所得」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十二条の十九とする。

を加える。

第七十二条の十八 事業を行なう個人については、当該個人の事業の所得の計算上二十万円を控除する。
前項第一項の規定によつて事業

を行なう個人の所得を計算する場合において、当該事業を行なう個

人と生計を一にする親族（当該年度の初日の属する年の前年十二月

三十一日（年の中途で死亡した者については、死亡当時）において

く。でもつばら当該個人の行なう事業に従事するものが当該事業か

ら支給を受ける給与の金額で政令で定めるものについては、第七十

二条の五十五の規定による申告をした場合に限り、政令の定めると

月刊税法第二十六号
条の三の規定による青色申告書
提出する個々に二つ、三つ、四つ

を限度として、その他の個人については五万円を限度として必要な経費に算入する。この場合においては、所得脱法第十二条の二第二

3 前二項の場合において、事業を行ない、又は事業に従事した期間が一年に満たないときは、前二項に規定する控除額又は限度額は、二十万円、八万円又は五万円に当該年において事業を行ない、又は事業に従事した月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額とする。

4 前項の月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

第七十二条の二十一を次のように改める。

第七十二条の二十一 削除

第七十二条の二十二第三項後段中「前条第三項」を「第七十二条の十八第四項」に改め、同条第四項第五号中「商工組合・商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第六号中「輸出組合」を「出資組合である輸出組合」に改め、同項第八号中「水産業協同組合共済会」を削り、同項第九号中「森林法」を「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」に改め、同条第六項第一号中「所得から前条に規定する各号中「課税所得金額の」と「所得の額」という。」を「所得に改め、同項第一項の十八第一項」を「第七十二条の十九」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、第七十二条の十八第四項」を同条第八項後段中「前条第三項」を

中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 前項の規定により区分された事業をあわせて行なう場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき第七十二条の十七の規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

第七十二条の二十六第一項中、「第七十二条の十八」を削り、同条第三項中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第五項を次のよう改める。

5 第一項及び第二項の月数は、曆年並、計算、一月に端となは、と

同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定により区分された事業をあわせて行なう場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき第七十二条の十七の規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

第七十二条の二十六第一項中、「第七十二条の十八」を削り、同条第三項中「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に改め、同条第五項を次のよう改める。

5 第一項及び第二項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨て

「当該税務官署が当該更正又は決算通知をした日」に改める。
第七十二条の三十四中「以下」の下に「本節において」を加える。
第七十二条の三十九第三項中「前項」を「前二項又は本項」に、「決定した」を「更正し、又は決定した」に、「当該決定」を「当該更正又は決定」として、「更正するものとする」を「更正するもの」とする。
第七十二条の四十一第一項中「第一項」を「第一項若しくは本項」に改める。
第七十二条の四十四第三項中「第二項」を削り、「当該通知をした日」の下に「(第七十二条の三十九の第一項)」を「第一項」に改める。

項中「修正申告書の提出があつた場合において税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき」を「修正申告書の提出があつたとき」に改めることとする。

め、同条第七項中「法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて」を「第一項の法人が二に改め、同条第八項中「第一項及び前五項」を「前七項」に改める。

第一二条の四一九第三項及び第四項を次のように改める。

所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提

出した場合又は当該法人について
第一項若しくは本項の規定による

更正若しくは決定をした場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあるとき、課税標準額の総額につ

Digitized by srujanika@gmail.com

き、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正をなすべき旨を請求することができる。

項を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第七十二条の五十第一項ただし書中「個人又は」を「個人若しくは」に改め、「行う個人」の下に「又は当該申告若しくは修正申告において所得免除法第九条第一項第三号若しくは第四号に規定する不動産所得若しくは事業所得を同項の他の種類の所得として申告若しくは修正申告により算定される課税標準と異なることとなる個人」を加える。

第七十二条の五十四第二項中「及び第七十二条の二十一の規定により免除すべき金額」を削り、「算定期間の末日現在における従業者の数」を

第二項の事業専従者控除に関する事項その他該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所在地の道府県知事に申告しなければならない。

前項の納稅義務者は、所得稅法第二十七条规定第一項、第二項、第三項若しくは第五項（同法第二十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を政府に提出した場合又は同法第四十四条规定第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受け、若しくは

要な事項の報告を求めることがで
きる。

「一号」に改める。
第七十三条の七第二号中「法人の合併」の下に「又は法人の政令で定める分割」を加え、同条第三号中「不動産の取得」の下に「(当該信託財産の移転が第七十三条の二第二項本文の規定に該当する場合における不動産

標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)によつて、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、自治省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に對し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正

項を「前項」に改め、同項を同条
第一項とする。

第七十二条の五十第一項ただし書
中「個人又は」を「個人若しくは」に改
め、「行う個人」の下に「又は当該申告
告若しくは修正申告において所得得
法第九条第一項第三号若しくは第四
号に規定する不動産所得若しくは業
業所得を同項の他の種類の所得とし
たため、当該申告若しくは修正申告

廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得)並びに第七十二条の十七第三項、第四項及び第六項の控除並びに第七十二条の十八第二項の事業専従者控除に関する事項その他當該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所在地の道府県知事に申告しなければならない。

4 前項の場合においては、同項の個人は、前三項の規定により申告すべき事項をあわせて関係道府県知事に報告しなければならない。

5 道府県は、前四項の規定により申告し、又は報告すべき事項のほか、当該道府県の条例の定めるところにより、個人の行なう事業に対する事業税の賦課徴収に関する事項

前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと（課税標準額

正若しくは決定又は分割課税標準額の更正を「又は分割課税標準額の更正若しくは決定」に改め、同条第十一項中「第三項又は第四項」を「又は第三項」に、「若しくは分割課税標準額の更正を」を「又は分割課税標準額の更正」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項中「前十一項」とし、

第七十二条の五十五 個人の行なう事業に対する事業税の納稅義務者は、自治省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下本項中「当該年」という。）の三月二十日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を

3 二以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行なう個人がすべき前二項の申告は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にしなければならない。この場合においては、前三項の規定により申告すべき事項のほか、自治省令の定めるところにより、事務所又は事業所の従業者の数その他必要な事項をあわせて申告しなけれ

規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十七条の四第一項の規定を適用する。

いてすべき分割をしなかつた場合の
を含む。は、主たる事務所又は事
業所所在地の道府県知事は、その
調査によつて分割基準を修正する
とともに、当該修正した分割基準
によつて分割課税標準額の更正又
は決定をするものとする。この場
合における更正又は決定は、第
七十二条の三十九又は第七十二条
の四十一の規定による更正又は決

「定又は変更」を「更正又は決定」に、「若しくは決定し、又は変更」を「又は決定」に改め、同条第七項中「更正又は決定」を「若しくは決定又は変更」を「更正又は決定」に、「若しくは決定し、又は分担課税標準額を変更」を「又は決定」に改め、同条第八項中「更正若しくは決定又は変更」を「更正又は決定」に改め、同条第九項中「第二項、第三項又は第七項」を「又は第三項

〔算定期間に属する各月の末日（当該課税標準の算定期間の月数が一月に満たず、かつ、その間に月の末日が到来しない場合にあつては、当該期間の末日とする。現在における従業者の数をそれぞれ合計した数〕に改める。

第七十二条の五十五を次のように改める。

（個人の事業税の賦課徴収に関する規定）

同法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知を受けた場合においては、当該申告書を提出し、又は当該通知を受けた日から十日以内に、自治省令の定めるところにより、その旨その他当該納税義務者の事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならな

6 道府県は、前項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けた納稅義務者の方の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當することができる。

の取得を除く。」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 謙波により担保の目的となつて
いる財産（以下本節において
「謙波担保財産」という。）により
担保される債権の消滅により当
該謙波担保財産の設定の日から

二 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は住宅を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが新築した住宅及び当該住宅に係る土地を当該住宅が新築された日から一年以内にこれらの者から取得した場合

を取得した場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から一年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係

〔還付〕を〔還付等〕に改め、同条第一項を次のように改める。

2 第七十三条の二十八の見出しに「還付」を「還付等」に改め、同条第一項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第七十五条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる施設以外の如

話公社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるものに対しては、自動車税を課すことができない。」を削り、「対しても、また、同様とする」を「対しては、自動車税を課する」とができないに改める。

家用年額一万五千円に改め、同項第四号「營業用自家用年額三千三百円四千三百円」を「年額三千八百円」に改める。

一
イレク陽之助二郎

二ル大場その他のこれらに類する施設及び第七十五条第一項第十九号に掲げる施設で道府県の条例

二 利用料金の百分の三十五で定めるもの 前号以外の施設

利用料金の百分の十
第七十八条の二第二項中「二百円
を「四百円」に改める。

第八十四条第一項第二号中「第二項」の下に「並びに第七十八条の二第二項」と加える。

「第一項」を加ぶる
第一百四条の二第二項を削る。

五百円」に改め、同条第一項中「五百円」を「二百五十円」に改める。

「千円」に改める。

める。

卷一百一十一

土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に住宅を新築していた場合

項を次のよう改める。
2 第七十三条の二第六項及び第七項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
第七十三条の二十七の次に次の二条を加える。
(譲渡担保財産の取得に対し課する不動産取得税の納稅義務の免除等)

第四項まで及び第七十三条の二十一
六の規定は、前項の規定による徴
収猶予について準用する。
道府県は、不動産の取得に対し
て課する不動産取得税に係る地方
団体の徴収金を徴収した場合にお
いて、当該不動産取得税について
第一項の規定の適用があることと
なつたときは、当該認證担保権者
の申請に基づいて、当該地方団体
の徴収金を還付するものとする。
第七十三条の二第六項及び第七
項の規定は、前項の規定による還
付をする場合について準用する。

第八十四条第一項第二号中「第二項」の下に「並びに第七十八条の二第一項」を加える。
第一百四十二条の二第二項を削る。
第一百十四条の四第一項中「三百円」を「五百円」に改め、同条第二項中「五百円」を「二百五十円」に改める。
第一百十四条の五第一項中「八百円」を「千円」に改める。
第一百二十九条第三項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。

（市町村民税に関する用語の意義）
第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいふ。
二 所得割 所得によつて課する市町村民税をいふ。
三 法人税割 法人税額を課税標準として課する市町村民税をいふ。

当該給与所得については、所得税法第九条第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額（その金額が二万円をこえるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。退職所得の金額又は山林所得の金額から第六号に規定する金額のみを控除することができる。

一 前年中に震災、風水害、火災その他政令で定める災害又は恣難により資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産を除く。）について損失を受け、当該損失額（保険金、損害賠償金等により認められた金額を除く。）が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の十分の一をこえる所得割の納稅義務者そのこえる金額

二 前年中に自己又はその扶養親族に係る政令で定める医療費又は歯科治療費、保険金、損害賠償金等により認められた金額を除く。）を支出し、その支出した金額が、前年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の五をこえる所得割の納稅義務者そのこえる金額（その金額が十五万円をこえる場合は、給与から控除される所

四 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払った保険料で政令で定めるものを除く。）を支払つた所得割の納稅義務者その支払つた生命保険契約の金額（その年中において生命保険契約に基づく剩余金の分配を受け、又は生命保険契約に基づき分配を受ける剩余金をもつて保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金の額を控除した残額とし、その金額が一万五千円をこえる場合には、一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一の金額との合計額とする。）

五 扶養親族を有する納稅義務者 扶養親族を有する納稅義務者扶養親族が一人の場合七万円（当該納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

六 所得割の納稅義務者 扶養親族が一人をこえる場合 いに掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

村民税の納稅義務者が二人以上あたる又は給与から控除される金額

る場合において、第二百九十二条第一項第六号後段の規定によつて控除すべき金額を難損控除額と、同項第一号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定によつて控除すべき金額とする。

第一項第一号の規定によつて控除すべき金額から当該賃色専従者給与額のうち第三百三十三条第二項ただし書の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

第一項で定める第一順位以下の扶養親族として、他の扶養親族を他の納稅義務者の扶養親族としたときは、前項第五号の規定によつて控除すべき金額は、同号に掲げる金額によらず、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、各扶養親族について当該各号に掲げる金額とする。

一　政令で定める第一順位の扶養親族
　七万円（当該扶養親族を自己の扶養親族とする納稅義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円）

二　政令で定める第二順位以下の扶養親族
　三万円

第一項第五号及び前項の場合において、その扶養親族が第三百三十三条第二項ただし書に規定する賃色専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額で第一項第五号又は前項の規定によつてその金額が七万円若しくは五万円又は三万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これららの金額から当該賃色専従者給与額のうち第三百三十三条第二項ただし書の規定によつて必要な経費に算入された金額を控除した金額とする。

額を社会保険料控除額と、同項第五号の規定による控除するべき金額を生命保険料控除額と、同項第六号の規定による控除するべき金額を基礎控除額という。

5 第一項第五号の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日(前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時)の現況によるものとする。

6 第一項本文の規定による控除にあたつては、まず雜損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

7 第一項ただし書の規定による控除にあたつては、総所得金額、山林所得の金額又は退職所得の金額から順次控除するものとする。

8 雜損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額又は扶養控除額の控除に関する規定は、第三百七十七条の二第一項若しくは第三項の申告書に同条第一項第五号に掲げる事項若しくは同

第三項の規定によつて記載すべき雜損控除額若しくは医療費控除額の控除に関する事項(以下本項において「控除に関する事項」と総称する。)の記載がない場合又は当該申告書がその提出期限までに提出されない場合においては、適用しない。ただし、第三百十七条の二第一項ただし書の規定によつて、申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に控除に関する事項の記載がないこと若しくは当該申告書が当該提出期限までに提出されなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

數値を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2 第三百十四条の規定によつて所

得割を算定して課する場合における前項の規定の適用については、

同項の市町村民税の所得割に係る課税総所得金額は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、第一

款、第三百十四条を除く第二款、第三款及び第四款の規定を適用し

て計算した課税総所得金額によるものとする。

3 第一項の「所得税額」とは、所得

税法その他の所得税に関する法令の規定によつて納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置

法第三条又は同法附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得

税額、所得税法第五十四条第一項

の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国民税の課税標準としての所得税額

等を算定して削除する。

によって徴収される延滞加算税額を含まないものとする。

(所得の計算)

第三百十五条 市町村は、第二百九

十四条第一項第一号の者に対し

所得割を課する場合においては、

次の各号に定めるところによつて、その者の第三百十三条规定の総所得金額、退職所得の金額又は

山林所得の金額に依る算定に係

る所得税額等を「その算定に係

る総所得金額、退職所得の金額又は

山林所得の金額」に改め、同条の次

の款を加える。

第三款 申告義務

(市町村民税の申告等)

第三百七十三条の二 第二百九十四条

第一項第一号の者は、三月二十日

までに、自治省令の定めるところ

によつて、次の各号に掲げる事項

を記載した申告書を賦課期日現在

における住所所在地の市町村長に

提出しなければならない。ただし

第三百七十三条の六第一項の規

定によつて給与支払報告書を提出

する義務がある者から一月一日現

し、第三百七十三条の六第一項の規

定によつて給与支払報告書を提出する事項

七 前各号に掲げるもののほか、

市町村民税の賦課徴収について

必要な事項

八 第三百十四条の七第一項から

第三項までの規定による控除に

関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、

市町村民税の賦課徴収について

必要な事項

十 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十一 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十二 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十三 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十四 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十五 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十六 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十七 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十八 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

十九 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十一 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十二 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十三 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十四 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十五 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十六 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十七 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十八 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

二十九 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十一 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十二 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十三 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十四 第三百十七条中「前二条」を「第三

百五十五条第一号ただし書又は前条

に、「所得税額等を算定して」を「自

ら所得を計算して」に、「その算定

に係る所得税額等」を「その算定に係

る所得税額等」に改め、同条の次

に次の二款を加える。

三十五 第三百十七条中「前二条

第三百二十二条の三第二項中「当該年度の初日の属する年の」を削り、「同日」を「当該年度の初日」に、「本条」を「本条及び次条」に改める。

第三百二十一條の四第一項中「給付の支払をしている者」を「給付の支払をする者」に改め、同条第三項中「第三百七条第一項」を「第三百十七条の六第一項」に改め、同条第四項中「給付の支払をしている者」を「給付の支払をする者」に改め、同条

よつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。(以下本項において同じ。)を通じて、当該異動によつて從前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日(その支払を受けなくなつた日が四月二日から五月三十一日までの間である場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日)までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(すでに特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方針によつて徴収された旨の申出をしたときは、市町村

第三百二十二条の六第一項中「第一項まで」の下に「(同条第七項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。)」を加える。
第三百二十二条の八第一項に後段として次のよう^りに加える。
この場合において、法人税法第十九条第一項の規定によつて法人税額に係る申告書(当該申告書に係る法人税額の計算について同条第二項の規定を適用すべきものを除く。)を提出する義務がある法人が、当該申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に係る市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税額を

第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。
第三百二十二条の五第一項中「同条第一項後段」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「給与の支払をしている者」を「給与の支払をする者」に改める。

第三百二十二条の八第五項中「法
人税法第十八条第一項」の下に、「第
十九条第一項」を加え、「申告納付す

第三百四十八条规定中「輸出入取引法」を「輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）」に改める。

る。」(一の工場に増設された設備で
一の工場に類すると認められるもの
を含む。)を加える。

れた期間を除く。」)を加える。
第三百二十二条の十四第一項中「事実と異なる場合」の下に「(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)」を加え、同条第二項中「関係市町村長」の下に「又は課税標準とすべき法人税額が分割されないと認める関係市町村長」を加え、同条第三項中「法人税額」の下に「又は分割されなかつた法人税額」を加える。

適用を受ける場合を除く。」を加える。

分の「」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第四百四十二条の「第二項中「次
条第一項」を「次条」に改める。
第四百四十三条第一項を削る。

の規定にかかるらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の五第一項中「発電所」の下に「若しくは変電所（以下本項において「一の工場」と総称す

分の一」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定による許可を受けたガス事業者が新設した同法第二条第一項のガス事業の用に供する償却資産でガスの製造及び供給の用に供するもののうち政令で定めるものに対して課す固定資本税の累進税率は、新たに

る。) (一の工場に増設された設備で
一の工場に類すると認められるもの
を含む)」を加える。

第三百六十八条第一項中「不足税
額を追徴しなければならない」を「不
足税額のうちその決定があつた日ま
での納期に係る分(以下本条におい
て「不足税額」という。)を追徴しなけ
ればならない」に改める。

「石綿及び可燃性天然ガス」を「マンガン、硫黄、石綿、可燃性天然ガス及び石油」に改め、同項第九号の三中「トリウム鉄」を「ウラン地金」に改め、同項第九号の四を次のように改める。

のよう	に改める。
二	軽自動車
イ	二輪のもの（側車付のもの を含む。）年額 千五百円
ロ	三輪のもの
ハ	四輪以上のもの
乗用	年額 一千円
貨物用	年額 三千円
第四百八十六条第三項中「ガス事 業法（昭和二十九年法律第五十一 号）」を「ガス事業法」に改める。	年額 二千五百円
第四百八十九条第一項第一号中	

第三百四十九条の五第一項中「発電所」の下に「若しくは変電所（以下本項において「一の工場」と総称す

並びに銳鉄」に改め、同項第三号中「砂金」を削り、同項第七号の二中「石綿及び可燃性天然ガス」を「マンガン鉱、硫黄、石綿、可燃性天然ガス及び石油」に改め、同項第九号の中「トリウム鉱」を「ウラン地金」に改

貨物用	年額	三千円
二千五百円	年額	一千五百円

民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額」とあるのは「その超過額」と、同条第四項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第六項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第七項中「百分の八・一」又は「百分の九・七」とあるのは、それぞれ「百分の十三・五」又は「百分の十六・二」とを「第三百十四条の三第一項の表中

百分の二

百分の三

百分の四

百分の五

百分の六

百分の七

百分の八

百分の九

百分の十

百分の十一

百分の十二

百分の十三

百分の十四

百分の十五

百分の十六

百分の十七

百分の十八

百分の十九

百分の二十

百分の二十一

百分の二十二

百分の二十三

百分の二十四

百分の二十五

百分の二十六

百分の二十七

百分の二十八

百分の二十九

百分の三十

百分の三十一

百分の三十二

百分の三十三

百分の三十四

百分の三十五

百分の三十六

百分の三十七

百分の三十八

百分の三十九

百分の四十

百分の四十一

百分の四十二

百分の四十三

百分の四十四

百分の四十五

百分の四十六

百分の四十七

百分の四十八

百分の四十九

百分の五十

百分の五十一

百分の五十二

百分の五十三

百分の五十四

百分の五十五

百分の五十六

百分の五十七

百分の五十八

百分の五十九

百分の六十

百分の六十一

百分の六十二

百分の六十三

百分の六十四

百分の六十五

百分の六十六

百分の六十七

百分の六十八

百分の六十九

百分の七十

百分の七十一

百分の七十二

百分の七十三

百分の七十四

百分の七十五

百分の七十六

百分の七十七

百分の七十八

百分の七十九

百分の八十

百分の八十一

百分の八十二

百分の八十三

百分の八十四

百分の八十五

百分の八十六

百分の八十七

百分の八十八

百分の八十九

百分の九十

百分の九十一

百分の九十二

百分の九十三

百分の九十四

百分の九十五

百分の九十六

百分の九十七

百分の九十八

百分の九十九

百分の一百

百分の一百零一

百分の一百零二

百分の一百零三

百分の一百零四

百分の一百零五

百分の一百零六

百分の一百零七

百分の一百零八

百分の一百零九

百分の一百十

百分の一百十一

百分の一百十二

百分の一百十三

百分の一百十四

百分の一百十五

百分の一百十六

百分の一百十七

百分の一百十八

百分の一百十九

百分の一百二十

百分の一百三十

百分の一百四十

百分の一百五十

百分の一百六十

百分の一百七十

百分の一百八十

百分の一百九十

百分の一百二十

百分の一百三十

百分の一百四十

百分の一百五十

百分の一百六十

百分の一百七十

市町村民税に係る地方団体の徵收金については、同日において、新法第四十八条第二項の規定により市町村の徵稅吏員から徵收の引継ぎを受けたものとみなす。

第八条 新法第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税について、なお従前例による。

第九条 旧法第二十五条第一号中船主責任相互保険組合及び木船主相互保険組合に関する部分並びに同法同条第二号の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税割（清算中の事業年度の事業年度までの各事業年度分の分配により納付すべき法人税割を含む。）及びこれと合算して課する均等割については、なお効力を有するものとする。

第十一条 旧法第二十五条第二号に規定する法人で租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十九条又は第六十条の規定の適用による。新法第五十三条第一項及び第五項の規定は、この法律の施行による。

第十二条 旧法第二十五条第二号に規定する法人の道府県民税については、新法第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 新法第七十二条の五十一の規定は、昭和三十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二条の十七第四項の規定中同法同条第六項の損失の金額の繰越控除に関する部分は、昭和三十六年一月一日以後に発生した同法同条第五項の災害又は盜難による損失の金額から適用する。

第十五条 昭和三十六年度分以前の個人の事業税の事業の所得の計算上旧法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定の適用を受けていた個人で、なおこれらの規定によりその所得から控除することができる額があるものの、昭和三十七年度分以後の個人の事業税の事業税及び同法第五十三条第一項及

項の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前例による。

第十二条 新法第五十六条第二項及び第六十四条の規定は、この法律の施行の日以後において徵收する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前例による。

（事業税に関する規定の適用）

第十三条 新法第七十二条の五十一の規定は、昭和三十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2

前項に定めるもののはか、新法中個人の事業税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二条の十七第四項の規定中同法同条第六項の損失の金額の繰越控除に関する部分は、昭和三十六年一月一日以後に発生した同法同条第五項の災害又は盜難による損失の金額から適用する。

第十五条 昭和三十六年度分以前の個人の事業税の事業の所得の計算上旧法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定の適用を受けていた個人で、なおこれらの規定によりその所得から控除することができる額があるものの、昭和三十七年度分以後の個人の事業税の事業税及び同法第五十三条第一項及

項の所得の計算について新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合においては、その損失の生じた年に新法第七十二条の五十五の規定による申告をしき連続して当該申告をしていたものとみなす。

第十六条 新法第七十二条の五第一項第四号（非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合に関する部分を除く。）第七十二条の二十二第四項第五号及び第八号、第七十二条の二十六第三項及び第五項並びに第七十二条の四十八第二項及び第五項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条及び次条において同じ。）から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条及び次条において同じ。）から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（事業税の計算について）

第十七条 新法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこの法律の施行の日の属する事業年度の開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、貸与その他の剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち他の剰余金の処分により支出した

金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち他の剰余金の処分により支出した

による清算所得に対する法人の事業税については、なお効力を有するものとする。

第十八条 新法第七十二条の四十四第三項の規定は、この法律の施行の日以後において徵收する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前例による。

第十九条 新法第七十二条の四十六の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする過少申告加算金額又は不申告加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについての例による。

（事業税の計算について）

第二十条 新法第七十二条の四十七第三項の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする重加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについては、なお従前の例による。

第二十一条 新法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこの法律の施行の日の属する事業年度の開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、貸与その他の剰余金の処分により支出した

金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち他の剰余金の処分により支出した

に係る事業年度の所得の計算上益金に算入する。

第二十二条 輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の際に存する非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合（以下本条において「非出資輸出組合等」という。）に対する新法第七十二条の五第一項第四号の規定は、輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前までに当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業税については、なお従前の例による。この場合において、当該法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該法律の施行の日から開始するものとする。

第二十三条 新法第七十三条の第二項第五号、第七十二条の五第一項、第七十三条の二十七の二第二項及び第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充當すべき額に係る還付加算金の計算について適用する。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第二十四条 新法第七十三条の二十第一項の規定は、この法律の施行の日以後において土地を取得した場合について適用し、同日前に

おいて土地を取得した場合については、なお従前の例による。

第二十五条 新法第七十三条の二十七の二の規定は、この法律の施行の日以後においてなされる新法第七十三条の二十七の二の譲渡担保財産による同法同条の譲渡担保財産の取得について適用する。
(料理飲食等消費税に関する経過規定)
第二十六条 道府県は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊並びにその他の利用行為で政令で定めるものに対する料金は、昭和三十七年三月三十日までの間は、料理飲食等消費税を課すことができない。
(自動車税に関する規定の適用)
第二十七条 新法中自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の自動車税から適用し、昭和三十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(市町村民税に関する規定の適用)
第二十八条 新法第二百九十二条第一項第八号及び第九号、第二百九十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第三百十一条の二第一項、第三百二十二条の四第六項及び第七項、第三百二十二条の五第一項並びに第三百二十二条の六第一項の規定は昭和三十六年度分の個人の市町村民税から、個人の市町村民税に係るその他の新法の規定は昭和三十七年度分の個人の市町村民税から適用する。
第二十九条 昭和三十六年度分の個人の市町村民税については、旧法

第三章第一節の規定（旧法第二百九十二条第十号、第二百九十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第三百十一条、三百二十二条第一項並びに第三百二十二条の二第一項、第三百二十二条の五第一項並びに第三百二十二条第六第一項の規定を除く。）及びこれに係る旧法の規定は、なお効力を有するものとする。

第一号)による改正前の地方税法第三百十九条の三の規定によつて控除されたものとみなされた金額を控除した金額」と、「第三百七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」とあるのは、「第三百十七条の二第一項第三号に掲げる事項を記載した同項の申告書を連続して提出しているときに限り」と読み替えるものとする。

第三十二条 昭和三十七年度分から昭和三十九年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第四項中「同項の純損失の金額」とあるのは、「同項の純損失の金額(昭和三十二年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第九条の三第一項の規定によつて計算した同項の純損失の金額)と、「雑損失の金額(第三百四条の二第一項第一号に掲げる金額をいふ。)」とあるのは、「雑損失の金額(昭和三十三年から昭和三十五年までの間に係るものにあつては、所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額をい、昭和三十六年から昭和三十八年までの間に係るものにあつては第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額をい。)」と、昭和三十五年までに掲げる事項を記載した同項又は年度の翌年度の市町村民税について第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又

は同条第三項の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書を提出している場合に限り」とあるのは「当該純損失又は雑損失の金額の生じた年に所得税法第二十六条の二第一項の規定による損失申告書又は同法第二十六条の規定による確定申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告について連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合において、控除を受けようとする年度分の市町村民税について第三百十七条の市二第一項第四号に掲げる事項を記載した同項又は同条第三項の申告書を提出したときに限り」と読み替えるものとする。

算して課する均等割については、
なお効力を有するものとする。

第三十五条 旧法第二百九十六条第二号に規定する法人で租税特別措置法第五十九条又は第六十条の規定の適用があるものの法人税が課されない事業年度分に係る法人の市町村民税については、新法第二百九十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十六条 新法第三百二十二条の八第一項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三百二十二条の八第一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に同法同様の申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十七条 新法第三百二十二条の二第二項及び第三百二十七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後において徵収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第三十八条 新法中固定資産税に関する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、昭和三十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十九条 新法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和三十五年一月二日以後において新設された同法同様の償却資産につい

酩酊者を保護する等の措置を講ずることによって、過度の飲酒による害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを本法の目的として掲げ、二、すべて国民は飲酒についての節度を保つよう努めるべきであり、また、本法の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない旨の訓示的規定を設け、三、酩酊者の保護に万全を期するため、警察官は、酩酊者が公共の場所において粗野または乱暴な言動をしている場合に、本人のため明らかに応急の救護を要すると認められるときは、職務としてこれを保護しなければならないこととし、保護した場合に必要な事後手続等を定め、四、悪質な酩酊者に対する罰則を定め、五、酩酊者が、アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者と認められる場合における警察官の保護の保健所長に対する通報、あるいは通報を受けた保健所長の当該中毒者等に対する診察の勧奨等について規定するなどを、その要点とするものであります。

地方行政委員会におきましては、四月十八日紅露議員から提案理由の説明を聞いた後、四月二十七日、質疑に入りました。提案者及び関係当局との間に、警察官職務執行法、軽犯罪法等の現行規定と本法案の規定との関連性、酩酊者が粗野または乱暴な言動をしておる場合における保護または処罰の条件の異同、また、保護または処罰の対象となる酩酊者の言動と、心神耗弱者、心神喪失者の場合との法の適用關係、保護または処罰する場合における要件が警察官の主觀的判断にゆだねられ過ぎてはいないか等、幾多の問題点について質疑答を重ね、慎重審査を行ないました。が、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

質疑を終了して、討論に入りましたところ、占部委員より、本法の運用にあたって、人権の尊重に遺憾なきを期し、酩酊者に対する警察官の保護の規定、あるいは悪質な酩酊者に対する罰則等について一そらの慎重を期するため、お手元に配布の別紙内容の修正案を提出され、修正部分を除く原案に賛成の旨を述べられました。

小柳委員は、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨を述べられ、附帯決議案を提出されました。小柳委員提出の附帯決議案は次の通りであります。

附帯決議案
政府は本法の施行に当たり、左の諸点に留意してその実効に遺憾なきを期すべきである。
一、酩酊者に対する救護のための応急措置としては、通常必要と認められる限度で客観的な諸要件をも考慮して、慎重なる配慮のもとに行わるべきで、いやしくも人権の侵害または法意を逸脱して濫用にわたることのないよう特に留意すること。

一、酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する諸措置は不十分と認められるので、政府はできる限り速やかにこれが予算措置を講じ、本法の実効を期すること。
二、未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因となる等の弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては厳正を期すること。

以上であります。

赤松委員は、修正案、修正部分を除く原案、さらに小柳委員提出の附帯決議案全部に対して賛成の旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、修正案及び修正部分を除く原案いすれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議案正すべきものと決定した次第であります。

さらに、小柳委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。また、この決議に対し、安井国務大臣は、政府としては、決議の趣旨に沿つて、本法の運用に当たり、法の実効を

侵害または法意を逸脱して濫用にわたることのないよう特に留意すること。

一、酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する諸措置は不十分と認められるので、政府はできる限り速やかにこれが予算措置を講じ、本法の実効を期すること。

二、未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因となる等の弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては厳正を期すること。

以上であります。

第三に、遊興飲食税について、(一)個人事業税について、新たに白色申告者についても五万円を限度として専従者控除を行ない、基礎控除の名称を事業主控除に改め、雜損控除の制度を新設し、(二)法人事業税について、各種協同組合に対する課税の特例範囲を整理して、法人税と同様の取り扱いに改めるとともに、法人税における配当課税の改正については、事業税に影響を及ぼさないように措置し、

第二に、事業税について、(一)個人事業税について、新たに白色申告者についても五万円を限度として専従者控除を行ない、基礎控除の名称を事業主控除に改め、雜損控除の制度を新設し、(二)法人事業税について、各種協同組合に対する課税の特例範囲を整理して、法人税と同様の取り扱いに改めるとともに、法人税における配当課税の改正については、事業税に影響を及ぼさないように措置し、

第三に、遊興飲食税について、(一)個人事業税について、新たに白色申告者についても五万円を限度として専従者控除を行ない、基礎控除の名称を事業主控除に改め、雜損控除の制度を新設し、(二)法人事業税について、各種協同組合に対する課税の特例範囲を整理して、法人税と同様の取り扱いに改めるとともに、法人税における配当課税の改正については、事業税に影響を及ぼさないように措置し、

第四に、自動車税及び軽自動車税について、その標準税率の不均衡是正をはかるとともに、三公社が所有する事業用の自動車及び軽自動車に対する課税方式によることとし、(二)法人の住民税について、法人税における減額規定を廃止し、

竹中 恒夫君	三木興吉郎君	横山 フク君	平島 鍼夫君	内村 清次君	山田 節男君
苦米地英俊君	田中 啓一君	館 哲二君	小林 武治君	赤松 常子君	棚橋 小虎君
山本 米治君	裕彦君	井上 清一君	加藤 武徳君	國務大臣	文部大臣
天坊 裕彦君	高瀬莊太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	厚生大臣	古池 信三君
近藤 鶴代君	市川 房枝君	古池 信三君	山本 荒太君	安井 謙君	秋山俊一郎君
堀 末治君	村松 久義君	安井 謙君	千田 正君	坂木 錠三君	井上 清一君
北條 勝八君	麻久君	坂木 錠三君	野田 俊作君	武内 五郎君	横山 フク君
太田 正孝君	笠森 順造君	一松 定吉君	野上 元君	大森 創造君	山本 伊三郎君
泉山 三六君	杉原 荒太君	千葉千代世君	坂本 伊三郎君	千葉千代世君	赤松 常子君
野上 進君	山本 杉君	武内 五郎君	鶴園 哲夫君	國務大臣	國務大臣
谷村 貞治君	北畠 教眞君	武内 五郎君	坂本 昭君	自治大臣	内村 清次君
手島 幸雄君	鳥島徳次郎君	横川 正市君	鶴園 哲夫君	厚生大臣	山田 節男君
川上 為治君	徳永 正利君	阿部 竹松君	大川 光三君	古池 信三君	古池 信三君
鍋島 直紹君	大谷藤之助君	占部 秀男君	森 元治郎君	安井 謙君	秋山俊一郎君
勝保 稔君	鈴木 寿君	鈴木 得治君	大河原一次君	坂木 錠三君	井上 清一君
武藤 常介君	伊藤 顯道君	伊藤 顯道君	大和 与一君	武内 五郎君	横山 フク君
中野 文門君	小柳 牧衛君	重政 康徳君	下村 定君	大森 創造君	山本 伊三郎君
杉浦 武雄君	岩沢 忠恭君	亀田 得治君	光村 基助君	千葉 謙君	赤松 常子君
吉武 恵市君	野本 品吉君	大和 与一君	藤田 進君	坂木 錠三君	國務大臣
林屋龜次郎君	谷口弥三郎君	高田なほ子君	阿具根 登君	國務大臣	國務大臣
寺尾 豊君	紅鱗 みつ君	湯澤三千男君	大河原一次君	國務大臣	國務大臣
大野木秀次郎君	吉田 法晴君	加藤シヅエ君	大和 与一君	國務大臣	國務大臣
柴田 栄君	千葉 信君	木村祐八郎君	高田なほ子君	國務大臣	國務大臣
鹿島 俊雄君	須藤 五郎君	清澤 桂英君	藤田 進君	國務大臣	國務大臣
青田源太郎君	北村 暢君	木村祐八郎君	阿具根 登君	國務大臣	國務大臣
前田 秀逸君	安田 敏雄君	大矢 正君	大和 与一君	國務大臣	國務大臣
堀見 俊二君	植垣 弥一郎君	基 政七君	高田なほ子君	國務大臣	國務大臣
梶原 茂嘉君	永岡 光治君	相澤 重明君	藤田 進君	國務大臣	國務大臣
前田 久吉君	向井 長年君	田中 春藏君	藤田 進君	國務大臣	國務大臣
河野 高橋	矢嶋 三義君	西田 信一君	藤田 進君	國務大臣	國務大臣
謙三君	東 隆君	上林 忠次君	藤田 進君	國務大臣	國務大臣
羽生 三七君	岡 三郎君	井川 伊平君	天田 勝正君	國務大臣	國務大臣
	松村 秀逸君	林田 正治君	寺尾 豊君	國務大臣	國務大臣
	鹿島 俊雄君	柴田 栄君	大野木秀次郎君	國務大臣	國務大臣
	青田源太郎君	安田 敏雄君	鹿島 俊雄君	國務大臣	國務大臣
	前田 久吉君	永岡 光治君	青田源太郎君	國務大臣	國務大臣
	河野 高橋	向井 長年君	寺尾 豊君	國務大臣	國務大臣
	梶原 茂嘉君	矢嶋 三義君	大野木秀次郎君	國務大臣	國務大臣
	前田 久吉君	東 隆君	鹿島 俊雄君	國務大臣	國務大臣
	河野 高橋	岡 三郎君	青田源太郎君	國務大臣	國務大臣
	謙三君	井川 伊平君	寺尾 豊君	國務大臣	國務大臣

〔第二十一号参照〕

審査報告書
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月十一日

外務委員長 木内 四郎
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが國からブラジルへの移住に関する、特に計画的

計画に沿うものとして、ブラジルの当局が積極的に介入し援助を与えて、計画的に行なわれる移住について規定し、また自由移住すなわち移住者自身の発意と経費負担による移住の促進をも約束している。この協定により、ブラジルへ

のわが國移住者に対する援助と保護が確保されわが國の移住振興のみならず、両国間の経済協力にも寄与することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

のわが國移住者に対する援助と保護が確保されわが國の移住振興のみならず、両国間の経済協力にも寄与することが期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

この協定の実施に要する経費は、本年度予算に計上済の移住振興費十三億三千七百万円中より支

出されるほか、協定に基づく混合ラジル合衆国との間の協定の締結にについて承認を求める件

委員会の設置及び運営に要する経費として、約二百七十万円を本年度予算に計上済である。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月七日

農林水産業委員長 藤野 繁雄
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農地、農業用施設及び林道の連年灾害の復旧事業に

對する国庫補助率を高めようとするものであつて、妥当と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のための経費の予算的措置については今後に残されてい

るが、昭和三十五年災害については、一応農地及び農業用施設関係として九千二百万円、林道関係として一千三百万円と見込まれてい

る。

附帯決議

政府は、次の事項に關し、速かに、これが實現に努力すべきである。

一、漁場及び牧野に關する災害復旧事業費の国庫補助について、これを制度化すること。

二、昭和三十五年発生の農地及び林水産業施設の小灾害の復旧事業に關し、昭和三十四年伊勢湾台風等の際採られた措置にかんがみ、地方公共団体が施行するものについて特別の措置を講ずること。

三、漁場及び牧野に關する災害復旧事業費の国庫補助について、これを制度化すること。

四、昭和三十五年発生の農地及び林水産業施設の小灾害の復旧事業に關し、昭和三十四年伊勢湾台風等の際採られた措置にかんがみ、地方公共団体が施行するものについて特別の措置を講ずること。

審査報告書

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月十一日

大蔵委員長 大竹平八郎
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国民年金法に基づく国民年金事業を經營するため、新たに特別会計を設置し、一般会計と区分して經理しようとするものであつて適當な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度特別会計予算に、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入として三百五十六億七千七百六十三万七千円、歳出として四千二百四十八万円、福祉年金勘定の歳入歳出としてそれぞれ三百七億二千九百四万六千円、業務勘定の歳入歳出としてそれれ二百七十六億八千五百二十五万円が計上されている。

審査報告書
精神衛生法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月十一日

社会労働
委員長 吉武 惠市

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、精神障害者の入院に要する費用についての国庫補

助率を引き上げるとともに、措置患者の医療に関する診療方針及び医療費の額の算定方法を法定し、且つその医療費の支払事務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することができるようにしてもらうとするもので、適當な措置と認める。

二、費用

本法律施行に要する経費は、昭和三十六年度二十五億三千百三十万五千円である。

参議院会議録第二十三号中正誤	
正誤	行誤
至六四	五全
五八〇二 から七 について について	造成事業完 成事業は

昭和三十六年四月二十八日 參議院會議錄第二十四号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価	一 部
(付)良質紙は二十円	十五 円
(配送料共)	
發行所	東京都新宿区市谷木村町一五
大藏省印刷局	重慶九段印三一至五